

## 設備基準について

保育所の施設整備における設備基準は条例に基づいており、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に比べて一部上回る基準を設けています。

## 1 設備基準

	国基準	愛知県基準
乳児室 又は ほふく室	2歳未満児 1人当たり 1.65 m <sup>2</sup> 2歳未満児 1人当たり 3.30 m <sup>2</sup>	2歳未満児 1人当たり 3.30 m <sup>2</sup>
保育室	保育室又は遊戯室	
遊戯室	2歳以上児 1人当たり 1.98 m <sup>2</sup>	保育室又は遊戯室 2歳以上児 1人当たり 1.98 m <sup>2</sup>
屋外遊戯場	2歳以上児 1人当たり 3.30 m <sup>2</sup>	2歳以上児 1人当たり 3.30 m <sup>2</sup>
医務室	設置	設置
調理室	設置	設置
トイレ	設置	設置
保育用具	設置	設置

上記のほか、整備すべき設備

事務室、調乳室、沐浴室、食品庫、調理員トイレ、駐車場及び駐輪場 等

上記のほか、整備が望ましい設備

洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、相談室 等

※有効面積が基準面積を満たすこと。

※遊戯室は保育室と別に設置すること。